

(2) 特定建設作業に係る規制基準値 [敷地境界における基準値]

規制の種別	地域の区分	騒音	振動
基準値	[1][2][3]	85デシベル	75デシベル
作業時間	[1]	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	[2]	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
1日あたりの作業時間	[1]	10時間を超えないこと	
	[2]	14時間を超えないこと	
作業期間	[1][2][3]	連続6日を超えないこと	
作業日	[1][2][3]	日曜日その他の休日でないこと	

備考 [1]地域：ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

[2]地域：工業地域（[1]地域のイの区域を除く。）

[3]地域：工業専用地域（[1]地域のイの区域を除く。）